

「2024 年度ゴルフ場利用者数」・「2025 年 2 月末ゴルフ場数」について

本年も、『2024 年版 ゴルフ場利用税の課税状況からみたゴルフ場数・利用者数等』を刊行しましたので、同封いたします。

本資料は、1957 年度から現在までの 68 年間にわたる全国のゴルフ場利用者数を網羅した、唯一の確定データを掲載したものです。主な内容には、以下が含まれています。

- * 「ゴルフ場数、延利用者数、ゴルフ場利用税額」の推移（1957 年度～2024 年度）
- * 2024 年度「ゴルフ場数、延利用者数、ゴルフ場利用税額」（1 ゴルフ場当たり・1 人当たりの増減状況等）
- * 2025 年度における「ゴルフ場利用税の課税実態」
- * 都道府県別「ゴルフ場利用税等級決定基準」
- * 2024 年度「非課税制度」及び・「軽減税率制度」の状況等について
- * 都道府県別「2025 年度 特別徴収（義務者）交付金」について
- * 都道府県別「ホール数別ゴルフ場数」

アンケート調査などに基づくゴルフ人口の推計値が、複数機関より毎年発表されています。その数値と確定値としての本データとを照合いただき、市場規模の動向を的確に把握され、経営計画の立案や戦略策定の基礎資料として、是非ご活用いただきますようお願い申し上げます。

尚、本データは、「ゴルフ場利用税」が都道府県に納入された時点での集計データですので、ゴルフプレー実行月としては、2024 年 3 月～2025 年 2 月までの 1 年間のデータとなります。

1. 2024 年度ゴルフ場利用者数

2023 年 5 月、新型コロナの感染症法上の分類が「5 類」に変更され、社会はポストコロナ期へと移行しました。その影響で、社会活動やレジャー需要がコロナ禍以前の水準へと回帰し、一時的に増加していたゴルフ場利用者数が急激に減少するのではないかと危惧されました。しかし、幸いにも底堅い需要に支えられ、緩やかな減少にとどまりました。

ゴルフ場利用者数は、1997 年度に 1 億人を突破した後、バブル経済の崩壊に伴い、2000 年代には 9,000 万人台で推移し、コロナ禍直前までの 2010 年代には、年 40～50 万人程度の減少傾向となっており、10 年間で約 500 万人減少して 2019 年には 8,597 万人となっていました。

このような状況から、コロナ禍以前には、団塊の世代の全てが後期高齢者に移行する 2025 年度には、利用者数が 7,000 万人台になるのではと予測されていました。そして、2020 年に突如として襲来したコロナパンデミックによる緊急事態宣言の発出などにより、一時的には極めて厳しい状況に追い込まれました。しかし、行動制限による身体的・精神的なストレスを、身近で安全な環境で行えるゴルフプレーによって解消しようとするニーズが高まり、「コロナバブル」とも呼ばれる現象が起こり、2022 年度には 9,100 万人強を記録しました。

その後、コロナの収束に伴い、2023 年度年以降は 2 年連続で減少し、2024 年度のゴルフ場利用者数は前年から 218 万人減少して 8,750 万人となりました。ただ、この数値は、コロナ禍前の 2019 年度（8,597 万人）と比較すると、依然として 153 万人増加となっています。

また、「1 ゴルフ場当たりの利用者数」は、4 年連続で 4 万人を超えて 2024 年度も 40,286 人となりました。この水準は、1981 年～1997 年の第 3 次ゴルフブーム以来の記録です。（ゴルフ場数の減少も、一要因です。）

次に、「課税利用者 1 人当たりの利用税額」は、4 年連続して上昇し、過去最低額だった 2020 年度から 15 円（2.4%増）増加して 646 円となりました。この上昇は、1989 年度以降、各自治体が制定している「ゴルフ場利用税決定基準」の大半が変更されていないことから、ゴルフ場利用税額を決定する対象料金が値上げされたことを示しています。わずかな上昇ではありますが、1994 年度以降 26 年間にわたり 40%も下落していたプレー料金が、4 年連続で上昇に転じた結果でもあります。

ただ、賃上げや燃料費、その他のコスト上昇を吸収した値上げとは言い難く、ゴルフ場経営は依然として厳しい状況にあると推察されます。

2. ゴルフ場数

2025 年 2 月末時点のゴルフ場数は、対前年末比で 15 ゴルフ場減少し、2,154 ゴルフ場となりました。

（都道府県にまたがるゴルフ場が 18 場あるため、 $2,172 - 18 = 2,154$ ゴルフ場となります）。

ゴルフ場の閉場が本格的に始まったと考えられる 2010 年度以降の 15 年間で、累計 273 ゴルフ場が減少したことになります。

3. ゴルフ場利用税額の推移とそこから見えてくること

「2024 年度ゴルフ場利用税額」は、対前年度比で 8.4 億円減少（1.9%減）して 431 億円となりました。

「課税利用者 1 人当たりの利用税額」は、前述の通り上昇しています。しかし、ゴルフ場は、コスト上昇を価格に転嫁することが困難なサービス業の一つであるため、今後はテクノロジーの革新などを活用したコスト削減の工夫を最大限に行いつつ、プレー料金の改定を丁寧な情報開示に基づいて進めていく必要があります。

尚、プレー料金の改定に当たっては、「ゴルフ場利用税」・「消費税」・「Web サイト紹介手数料」・「キャッシュレス決済手数料」などへの波及も視野に入れて実施することが必要です。

4. 自治体ごとに定められている「ゴルフ場利用税決定基準」の不合理性

都道府県ごとに定められている「ゴルフ場利用税決定基準」には、合理性を欠く内容が多く見受けられます。典型的な例として、18 ホールを超えるホール数を有するゴルフ場に対して税額が高く設定されることが挙げられます。この仕組みでは、18 ホールプレーのみをプレーする利用者であっても、超過ホール分の税負担を間接的に強いられることとなります。つまり、「ゴルフプレー」という行為に対する課税であるはずの税が、実質的にはゴルフ場という設備そのものに課税される税となっているのです。

また、「ゴルフ場利用税」の決定基準において、対象料金に「連盟協力金」「緑化協力金」「河川整備基金」などが含まれている自治体も存在します。さらに、「芝生の優劣」や「クラブハウスの豪華さ」といった、客観性に乏しい主観的な評価項目を基準としている例も見受けられます。

こうした現状を踏まえ、ゴルフ場の所在する自治体が定める「ゴルフ場利用税決定基準」を今一度ご確認頂くことをお勧めいたします。

5. 「ゴルフ場利用税」今後は？

- ① 「ゴルフ場利用税」は、旧「娯楽施設利用税」時代からの軽減措置や非課税制度の導入、地方自治体の税収事情などを背景に、各自治体が定める「決定基準」によって徴税されています。その結果、税制としての整合性を欠く部分が多く見受けられます。よって、制度全体の見直しと改善を求める必要があります。
- また、特別徴収義務者として、納税者であるゴルファーの理解を少しでも得られるよう、自治体との対話を重ね、制度の透明性向上に努めることも重要です。
- ② 「特別徴収義務者制度」に基づく徴税であるため、キャッシュレス決済に伴う手数料にも「ゴルフ場利用税」分が含まれており、ゴルフ場側の負担が増しています。自治体から支払われる「特別徴収交付金」も存在するものの、その金額が低く、交付されない自治体も少なくありません。
- したがって、少なくとも徴税に掛かる実務的なコスト分については、自治体が相応の負担をするよう、制度整備や交付金の見直しを求めていく必要があると考えます。
- ③ 「ゴルフ場利用税額」は、都道府県が課税する地方税です。税収の 30%が都道府県の財源となり、70%はゴルフ場が所在する市町村に一般財源として交付されます。市町村としては、使途が限定されない「使い勝手が良い税」ということです。近年、本税に対するゴルフ界からの強い撤廃要望もあることから、一部の市町村ではゴルフ振興策の一環として業界団体などに補助金を交付することもあります。
- この流れが、拡大するように活動することも、大切ではないでしょうか。

【参考データ】 過去 10 年間の世代別ゴルフ場利用者数の推移と占率 （単位：万人）

ゴルフ場業界を支えてきた「70 歳以上者」のゴルフ場利用者数が、「団塊の世代」の高齢化によって鈍化しています。急激な減少に至っていないものの、今後 5 年以内に「70 歳以上者」が減少すると予測されます。

西暦	総利用者	18才以上70才未満者	占率	70才以上者	占率	18才未満者	占率	その他	占率
2015	8,775	7,216	82.2%	1,478	16.8%	33	0.4%	47	0.6%
2016	8,578	7,010	81.7%	1,490	17.3%	31	0.4%	48	0.6%
2017	8,554	6,876	80.4%	1,600	18.7%	29	0.3%	48	0.6%
2018	8,488	6,686	78.8%	1,726	20.3%	27	0.3%	48	0.6%
2019	8,597	6,665	77.5%	1,858	21.6%	27	0.3%	48	0.6%
2020	8,135	6,324	77.7%	1,747	21.4%	26	0.3%	47	0.6%
2021	8,969	6,917	77.1%	1,981	22.2%	28	0.3%	38	0.4%
2022	9,129	6,982	76.5%	2,074	22.7%	28	0.3%	43	0.5%
2023	8,968	6,822	76.1%	2,074	23.1%	28	0.3%	45	0.5%
2024	8,750	6,673	76.3%	2,004	22.9%	28	0.3%	44	0.5%

※【その他】は、「国民スポーツ大会」、「障害者」等の非課税者です。

一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会
専務理事 大石 順一